

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の背景
- 2 地域福祉計画及び地域福祉活動計画とは
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定方法

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

日本の総人口は、人口動態調査によると平成 18 年には増加傾向が一旦止まり、平成 22 年以降は本格的な人口減少傾向に入っています。「下野市人口ビジョン」では、今後の市の人口について、ゆるやかな減少傾向と高齢化率^{*1}の上昇を予測しています。

また、市の家族形態についても、単身世帯及び核家族世帯は増加しており、特に高齢者の単身世帯は、平成 27 年の国勢調査では前回調査から大きな増加となりました。

こうした状況のもと、市では、将来像である「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現に向け、「第二次下野市総合計画」を平成 28 年 3 月に策定しました。その施策大綱の目標 1「保健福祉」においては、全ての市民が健康で安心して暮らすことのできるまちづくりを通じて、市民の幸福感が高まることを目指しています。

また、「下野市教育大綱」の策定を踏まえ「下野市教育振興計画」は、平成 27 年度から開始されている「子育て応援 しもつけっ子プラン」とともに、市の将来を担う次世代の人たちが心豊かに育つための布石としております。

更に、社会福祉協議会においては、公的な福祉サービスでは補うことのできないきめ細かな地域住民相互の支え合いの仕組みとして、市内のコミュニティ推進協議会を中心とした地区社会福祉協議会（地区社協）の組織化も開始され、地域における福祉活動の充実が図られようとしています。

本市においても地域の課題は多く種々様々ですが、市の将来像を見据えた総合計画を目標に、各福祉分野を支える個別計画を補完し、地域の生活課題や福祉課題にも対応することで、全ての市民の安全安心な生活を支える福祉施策推進計画として「下野市みんなで築く 地域の絆プラン（第 2 期下野市地域福祉計画及び下野市地域福祉活動計画）」を策定いたしました。

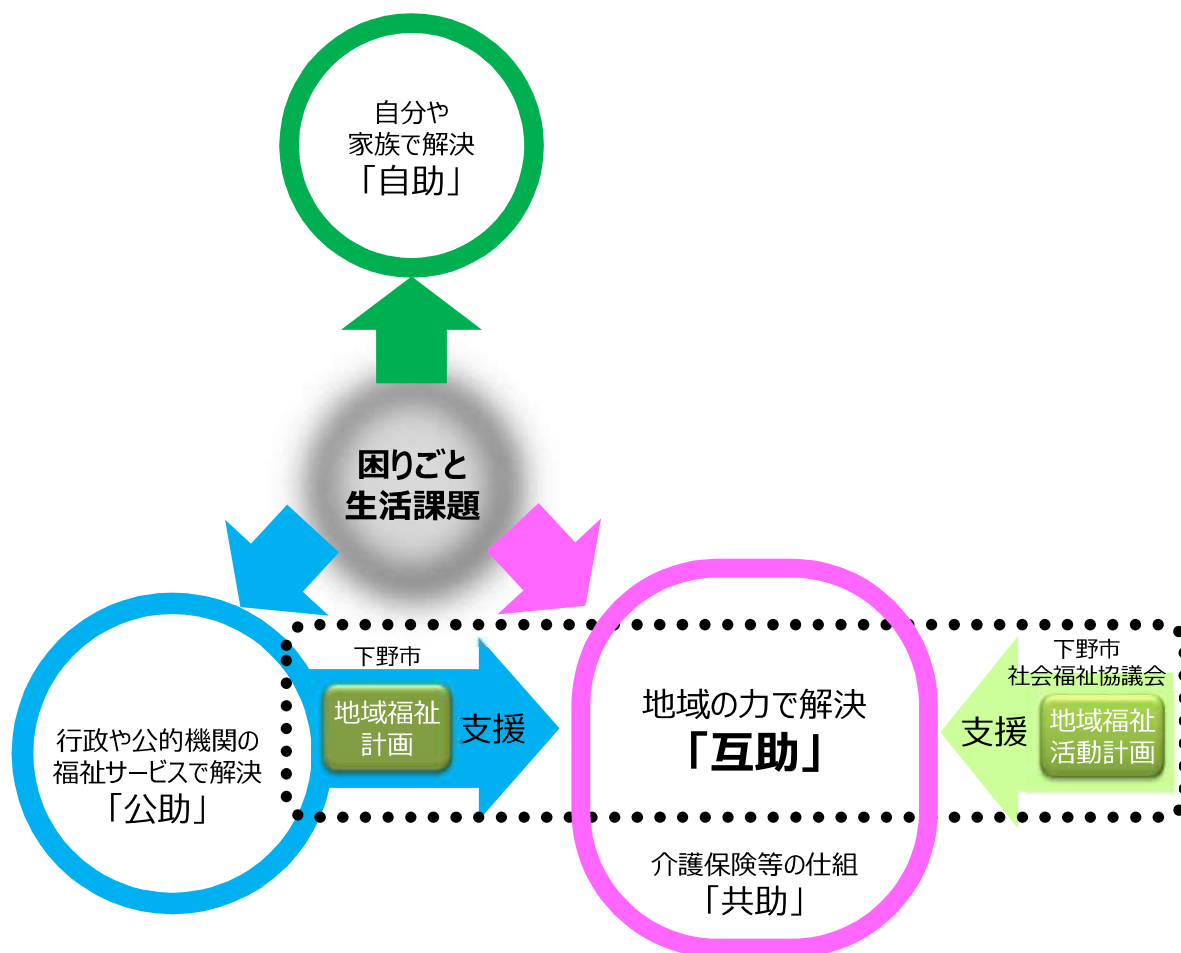
^{*1} 総人口に占める 65 歳以上の老年人口の割合。

2 地域福祉計画及び地域福祉活動計画とは

市民誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしが続けられるようにするため、市民と福祉関係の事業者・団体と行政が力を合わせて地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。そのような取組を具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

また、社会福祉協議会を中心に、市民や地域の福祉関係者が協働して作成するものが「地域福祉活動計画」です。

生活課題の解決の方法としては、自分や家族の力で解決を図る「自助」、友人や隣り近所、ボランティア等が地域の中で協力して解決し合う「互助」、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスである「共助」、そして行政や公的機関の福祉サービスでの解決「公助」があります。地域福祉計画と活動計画は、市民が中心となり地域の中で生活課題を解決するために「互助」を推進するための計画です。「自助」、「互助」、「共助」及び「公助」の関係は、以下の図で表すことができます。



地域福祉計画は、社会福祉法第107条に「市町村地域福祉計画」として規定されています。

社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で規定された民間の福祉団体です。なお、事業の推進にあたっては、「地域福祉活動計画」の策定が求められています。

社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

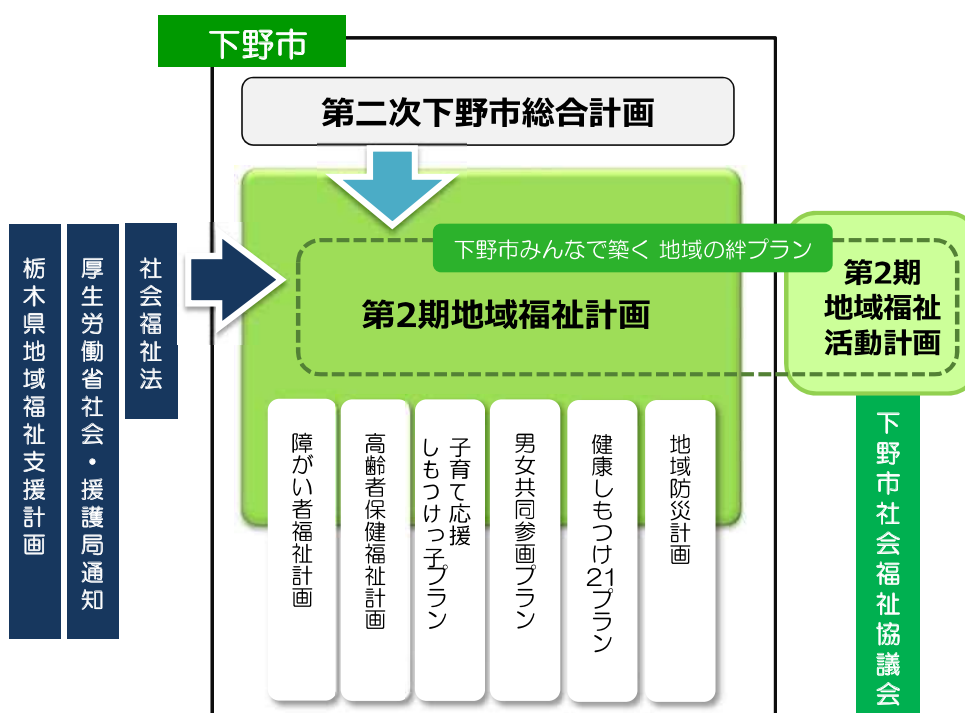
地域福祉計画では、市町村における地域福祉に関する全体的な仕組みが総合的にまとめられ、地域福祉活動計画では、社会福祉協議会による地域福祉に関する具体的な取組が記述されます。市が策定する地域福祉計画と社協が策定する地域福祉活動計画は、車の両輪のように密接に連携し、一体的に地域福祉を推進していきます。

3 計画の位置づけ

「下野市みんなで築く 地域の絆プラン（第2期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画）」は、第二次下野市総合計画を上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体化したものです。

この一体化により、次のような効果があり計画の推進に大きなメリットがあります。

- 取組ごとに、市民の取組や支える仕組（行政の取組）と実施される事業（社会福祉協議会の取組）が併記されるため、相互の補完関係を直接的に確認しながらより効果的な事業の設定と推進が可能になること。
- 事業評価の段階において、得られた結果の要因分析を事業の視点と仕組の視点の双方からきめ細かに行え、事業改善に向けた情報が豊富に得られること。



また、今回の計画は、少子高齢化の進展や度重なる自然災害の発生、経済の低迷等の社会情勢の変化を背景に、厚生労働省から発出された以下の通知も踏まえて策定されています。

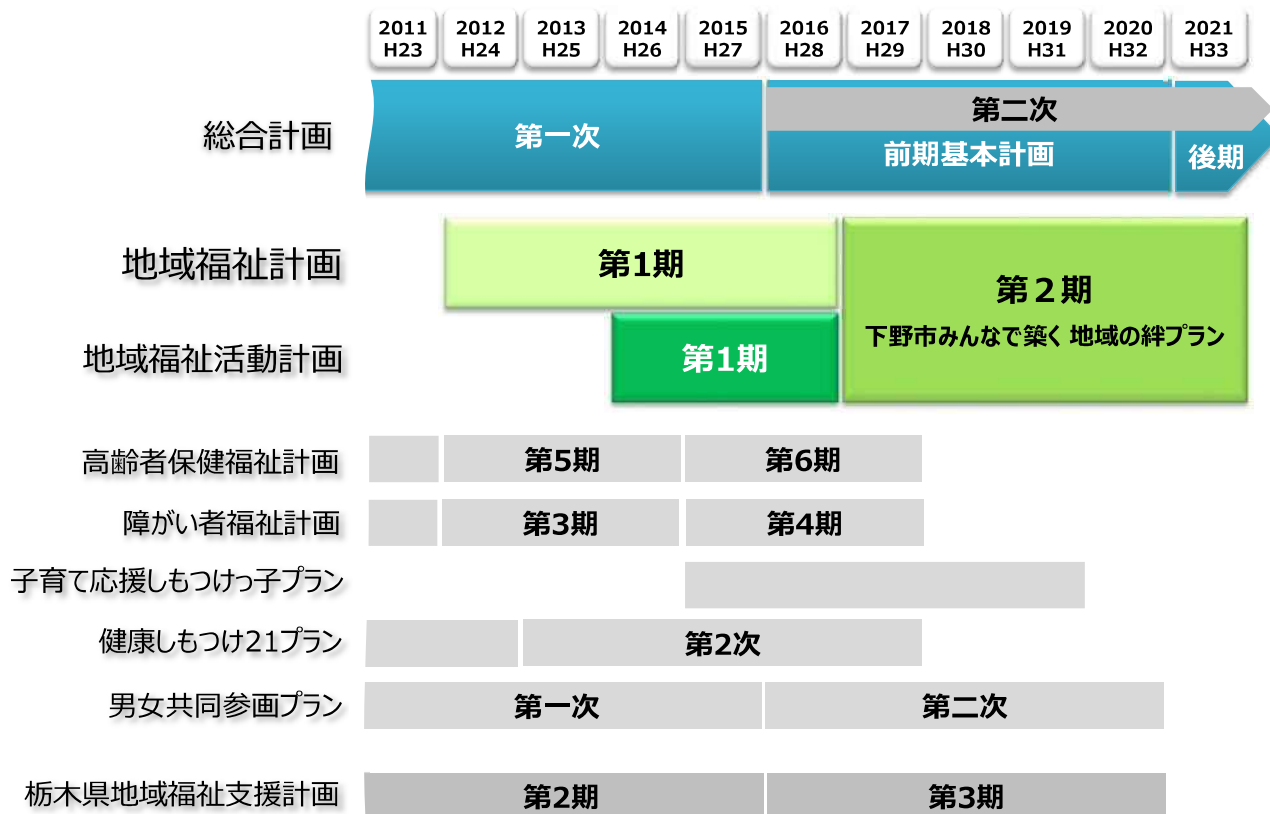
- 平成19年「要介護者^{*2}の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（厚生労働省社会・援護局 社援発第0810001号）
- 平成22年「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（同 社援地発0813第1号）
- 平成26年「生活困窮者^{*3}自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（同 社援発0327第13号）

*2 要介護者や障がい者、妊婦、乳幼児など緊急時に周囲からの援助が必要な人。

*3 日常生活を送る上で、経済的な困難を抱えている人のこと。

4 計画の期間

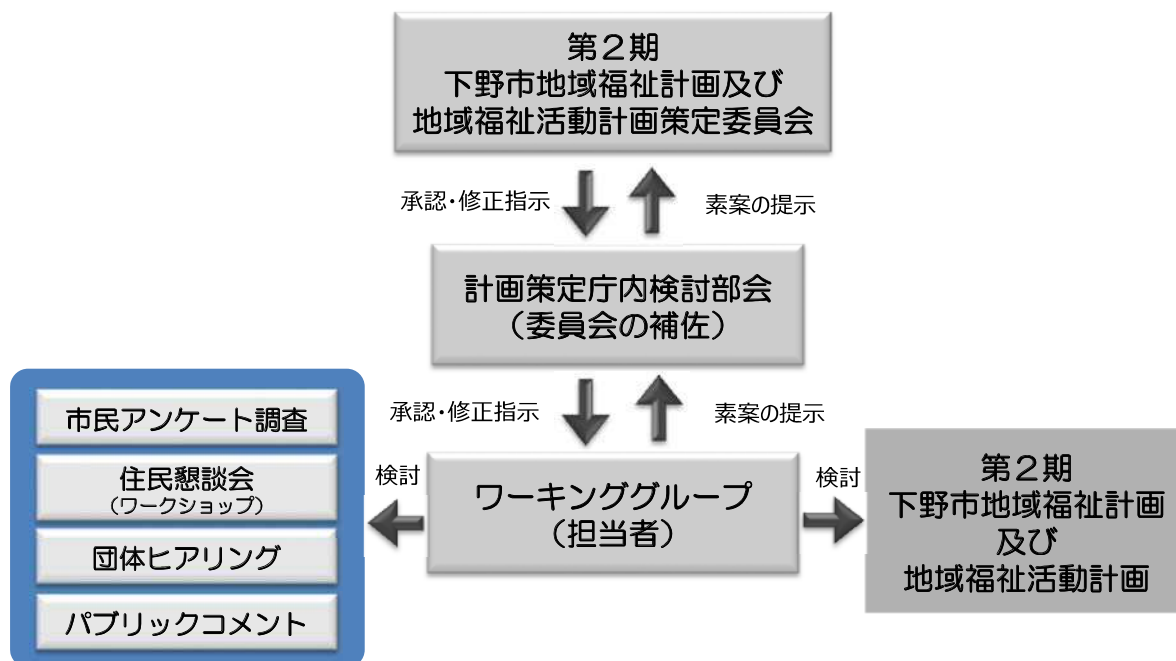
本計画の期間は、平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間とします。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度等に著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の策定方法

計画策定にあたっては、市民の意見を反映させるために市民アンケート調査、住民懇談会、団体ヒアリング及びパブリックコメントを実施し、計画策定のための基礎調査資料としました。

また「第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」並びに「第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定庁内検討部会」を設置し計画策定の各段階で協議を重ねました。



第2期地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会